

佐倉市立千代田小学校

いじめ防止基本方針

令和5年4月
佐倉市立千代田小学校

1. はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。

いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が、「**いじめは絶対に許されない**」、「**いじめは卑怯な行為である**」、「**いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる**」との意識を持つことが大切です。それぞれの役割と責任を自覚し、心豊かで安全・安心な社会をつくるために、学校を含めた社会全体が課題意識を持って、いじめに対峙することも大切になります。

いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。

千代田小学校では、いじめ防止対策推進法を遵守し、**学校、保護者、地域が一体となって、連携を取り合い「いじめ」のない学校づくりに邁進**する所存です。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している、当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（**インターネットを通じて行われるものを含む。**）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法（第二条）より

3. いじめの態様

いじめは「暴力を伴ういじめ」と「暴力を伴わないいじめ」に分けて考えることが、いじめの解決には有効であるといわれています。

「暴力を伴ういじめ」は「目に見えやすい」ものが多く、学校が把握していながら毅然とした対応がなされなかった、適切な対策がなされなかったことが問題になります。

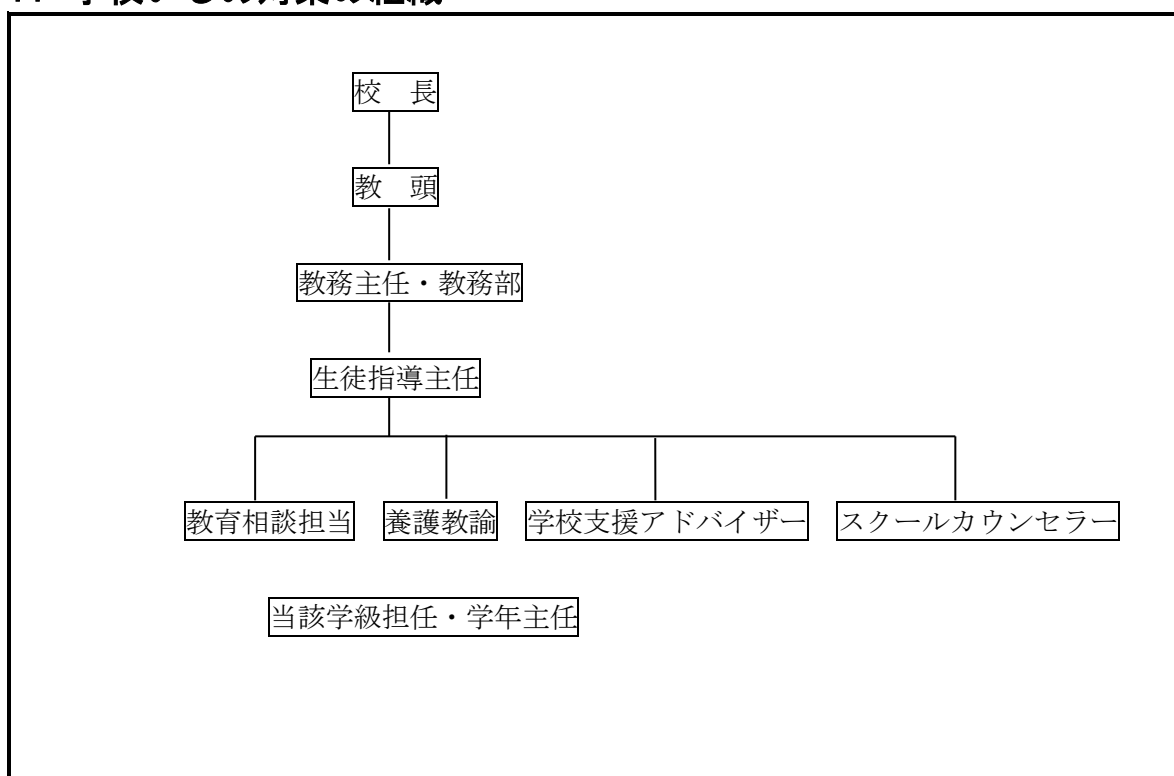
「暴力を伴わないいじめ」は「目に見えにくい」ため見過ごされやすくなることがあります。よくある場合として、トラブルがこじれて、深刻ないじめに発展する場合や、最初に被害を受けた児童がやり返したりする事もあります。見えにくい上に、その場だけで、その事象のみを指導しても解決しないことが多くあります。

具体的には以下のようなことがあげられます。

- ・ **無視や仲間外れ**のような、心理的なもの。

- ・暴力（強く殴る，蹴る行為はもちろん，**ふざけるふりをして軽く叩いたり，こづいたりする行為**を含む。）
- ・悪口（からかい，冷やかし，脅しなど，いやなことを言われるもの。）
- ・強要（**危険なことや，恥ずかしいことなどを，無理にさせられるもの。**）
- ・金品の要求等（**お金や物を取られる，あるいは隠される，壊される行為。**）
- ・**ネットによるいじめ**（携帯電話やパソコン，メールなどを使い，悪口を書かれたり，画像や個人情報を無断で掲載されたりするもの。）

4. 学校いじめ対策の組織



①いじめ対策会議（企画会議クラス）

○メンバー

校長 教頭 教務部 生徒指導主任 低中高学年主任 特支学級担任
 養護教諭（教育相談担当） （スクールカウンセラー）

- ・年間に3回開催
- ・学校いじめ基本方針の策定の中心組織。
- ・具体的な年間計画等の作成，見直し。
- ・**学校のいじめ防止等の取り組み**が計画的に進んでいるかのチェック。

②生徒指導部会議（生徒指導推進委員会クラス）

○メンバー

校長 教頭 教務部 生徒指導主任 養護教諭 各学年1名
(スクールカウンセラー)

- ・月1回のアンケートをもとに、気になる情報の収集と対応策の検討。
- ・週2回、いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動などに係る情報の収集と記録。
- ・情報があつた場合、状況に応じて①または③の会議を招集・機能化させる。
- ・いじめ相談窓口としての役割。

③いじめに関わる情報があつたときの緊急会議

○メンバー

校長 教頭 生徒指導主任 養護教諭（教育相談担当）
関係学年主任・担任・学校支援アドバイザー（スクールカウンセラー）等

- ・いじめ情報があつた場合に招集する。
- ・情報の収集と記録。
- ・具体的な対応策と情報の共有。

5. いじめを起こさせないための未然防止策

いじめの未然防止で一番重要なことは、きめ細やかな指導と支援です。学校職員が一丸となって、すべての子どもたちの長所を発見しながら、存在感が発揮できる教育活動を実践していきます。また、児童に対する教師の受容的、共感的な態度により、子ども一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う関係づくりを行います。教師の姿勢としては、差別的な発言や児童を傷つける発言、体罰がいじめを助長することにもつながることについての認識を持ち、温かい人間関係づくりに心がけていきます。

令和5年度 生徒指導の重点目標（千葉県教育委員会より）

- ① SOSの出し方教育と教育相談体制の充実
- ② 不登校児童生徒及び保護者への支援の充実
- ③ いじめ、暴力行為の未然防止
- ④ 生徒指導の機能を生かした「わかる授業」の展開
- ⑤ 児童生徒を取り巻く課題の解決に向けた学校、家庭、関係機関、地域の連携強化

千代田小学校では、Ⅰ児童の豊かな心を育てるⅡいじめや問題行動の兆候を早期に発見する体制づくりの2本の柱を通して未然防止に取り組むにあたり、県の「生徒指導の重点目標」より、①SOSの出し方教育と教育相談体制の充実と④生徒指導の機能

を生かした「わかる授業」の展開に特に力を入れて取り組んでいくものとする。

I 豊かな心の育成

(県の施策『④生徒指導の機能を生かした「わかる授業」の展開』)

(1) 授業について

○それぞれの授業に於いて、生徒指導の機能を生かしたわかる授業の実践をめざします。

- ①児童に自己決定の場を与えること
- ②児童に自己存在感を与えること
- ③共感的人間関係を育成すること

(2) 道徳教育の充実

○いじめを題材として取り上げることを指導計画に位置づけ、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図ります。

○思いやりや生命、人権を大切にする指導の充実に努めます。

(具体的な指導教材) これらの教材の中から、児童の実態に合わせて選択をして活用し、道徳の時間で考えさせていきます。

1年

教材名	ね ら い
ダメ！（善悪の判断，自律，自由と責任）	物事の善悪についての的確に判断し，自ら正しいと信じることをすすんで行おうとする態度を育てる。
はしの上のおおかみ（親切，思いやり）	身近にいる友達や幼い子などに対して，優しい気持ちで温かく接し，親切的行動ができるようになる。
いのちのはじまり（生命の尊さ）	生命の尊さや，生きていることのすばらしさについて考え，生命を大切にしようとする意欲をもち，それを実践しようとする態度を育てる。

2年

教材名	ね ら い
たっくんもいっしょに（公正，公平，社会主義）	自分の好みや利害による偏見をもつことなく仲間と公正，公平に接することができるようになる。
電車の中で（親切，思いやり）	困っている相手のことを思いやり，温かい心で親切的にすることができるようになる。

いまのぼく、むかしのぼく (生命の尊さ)	生命の尊さを体全体で感じ取り、生命あるもの全てを大切にすることができるようになる。
-------------------------	---

3年

教材名	ね ら い
気づくところ (親切, 思いやり)	相手のことを思い、親切にすることのよさに気づき、すすんで親切にすることができるようになる。
わたしたちの「わ」 (親切, 思いやり)	相手のことを思いやり、すすんで親切にできるようになる。
光祐くんのアサガオ (生命の尊さ)	生命の尊さを知り、生命のあるものを大切にすることができるようになる。

4年

教材名	ね ら い
なかまだから(友情, 信頼)	身近な友達と、互いに意地悪やいじめをせず、理解し合い助け合うことができるようになる。
心と心のあく手 (親切, 思いやり)	相手の気持ちや状況を考えて相手を思いやり、進んで親切にすることができるようになる。
おばあちゃんとの思い出(生命の尊さ)	命の尊さを知り、命あるもの全てを大切にすることができるようになる。

5年

教材名	ね ら い
モントゴメリーのバス(公正, 公平, 社会正義)	差別や偏見をなくすにはどうしたらよいかを考え、差別したり偏見をもったりしない正義ある姿で人と接することができるようになる。
だれかをきずつける機械ではない (公正, 公平, 社会正義)	誰に対しても差別することや偏見をもつことなく、公正・公平で正義ある姿で接することができるようになる。

6年

教材名	ね ら い
友達だからこそ (友情, 信頼)	友達と互いに信頼し学び合って友情を深めることの意義について多面的に考え、よりよい人間関係を築いていこうとする態度を養う。
父の言葉 (親切, 思いやり)	誰に対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立った親切な行動ができるようになる。

ひきょうだよ（公正，公平，社会正義）	誰に対しても差別することや偏見をもつことなく，公正・公平に接しようとする気持ちをもつことができるようになる。
--------------------	--

○千葉県 道徳教育映像教材より

- ・低学年 ありがとう，みさきちゃん
ぼくのせいじゃない
いのちがいっぱい
- ・中学年 わたしとお母さんとおばあちゃん
レッサーパンダの赤ちゃんのたんじょう
ひびけ，心のリコーダー
- ・高学年 今，できること
森が育む魚・オショロコマ
おばあちゃんは，中学生
思いやりの花がさくとき

（3）体験学習の充実

○達成感や感動，人間関係を深められる体験活動を企画し，実施します。

※異学年交流は感染状況によって実施するか判断します。

1年

活動内容	実施月	ね ら い
昔遊びを楽しむ会	1月	地域のお年寄りとの交流を通して，人と関わることの喜びを味わうことができる。

2年

活動内容	実施月	ね ら い
町探検	11月	地域で働く人の楽しさや苦勞をを知る。 班活動を見守るボランティアの方への感謝の気持ちをもつことができる。

3年

活動内容	実施月	ね ら い
地区探検	4月	地域の方との交流を通して，自分たちのすむ地域についてよく知り，地域の中で生活する喜びを味わうことができる。 体験活動を通して新学期での新たな人間関係を作ることができる。

校外学習	7月	体験活動を通して新たな人間関係を作るとともに、地域のことを知る喜びを味わうことができる。
昔の生活, 遊び発表会	2月	異学年交流をすることで、下学年への接し方を学び、人間関係を深めることができる。

4年

活動内容	実施月	ね ら い
校外学習	6月	施設での体験活動を通し、学校では体験できない現象に触れることで学習に対する興味を高める。

5年

活動内容	実施月	ね ら い
校外学習	9月	協力して活動することにより、お互いのよさを見つけ助け合うことができる。

6年

活動内容	実施月	ね ら い
修学旅行	11月	修学旅行でのさまざまな活動を通し、自ら行動することの大切さや友達と協力することの大切さ、規律を守ることの大切さを理解し、実践させる。

(4) 児童会を中心とした取り組み

児童会活動により、いじめ防止を訴え、解決を図れるような、自治的な活動に取り組みます。

① J R C (青少年赤十字) 活動

- ・各種募金への参加 (赤い羽根共同募金, 緑の募金, 歳末助け合い運動, ユニセフなど)

②月別生活目標での重点活動 (全校での取り組み)

全校が、いじめを許さない心や他人を思いやる気持ちを育てることを目標にして、全クラスが重点活動について話し合いを行い、取り組みます。代表委員会で各クラスが手だてや取り組み状況を報告し合うなどの、自治的活動を行います。

○気持ちのよいあいさつをしよう。

- ・担任の先生に元気にあいさつをしよう。
- ・朝、教室に入るときに大きな声であいさつしよう。
- ・ガードボランティアさんに進んであいさつをしよう。

○やさしい心でこそ

- ・ていねいな言葉を使おう。
- ・たくさんの友達とあそぼう。
- ・相手の気持ちになって、やさしい言葉で話そう。
- ・友達のよいところさがしをしよう。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネット上の非公式サイト（いわゆる「学校裏サイト」）を利用し、特定の子どもに対する誹謗・中傷が集中的に行われたり、他人になりすまして携帯電話のメールを利用し特定の子どもに対する誹謗・中傷を不特定多数の携帯電話に送りつけたりするなど、『ネット上のいじめ』という「新しい形のいじめ問題」についての対策を取ります。

『ネット上のいじめ』の具体例

- ・パソコンや携帯電話から、ネット上の掲示板・ブログ・プロフ等に特定の子どもに関する誹謗・中傷を書き込む。
- ・ネット上の掲示板・ブログ・プロフ等に、実名入りや個人が特定できる表現を用いて、特定の子どもの個人情報を無断で掲載する。
- ・特定の子どもの悪口や誹謗中傷を不特定多数の携帯電話等にメールで送信する。（チェーンメール）
- ・特定の子どもになりすましてネット上で活動し、その子どもの社会的信用を落とす行為などを行う。（なりすましメール）

(具体的活動内容)

- ・保護者会での保護者への啓発
- ・全校集会での話（生徒指導担当より）
- ・道徳・学級活動の時間を活かしての「情報モラル」の周知。
- ・ICT 指導員と連携した情報モラルの学習の実施

(6) 保護者への啓発活動

○年度当初より、いじめ問題に対する学校の認識や、対応方針を周知し、協力と情報提供の依頼を行います。

- ・学校便りや学年便りを通しての啓発活動。
- ・保護者会や教育ミニ集会等を通しての啓発活動。
- ・家庭教育学級を通しての啓発活動。

(7) 人権週間の取り組みによる啓蒙

12月上旬の10日間を「人権週間」として取り組む。学年の発達段階、実態に応じて低中高別に以下の授業を実施する。

学習を終えたら、「人権標語」の作成に取り組み、廊下に掲示して、保護者にいっそうの啓蒙を図る。

【低学年】絵本『カーくんと森のなかまたち』の読み聞かせを通し、思いやりの心について考える（道徳授業としての取り組み：指導案あり）

ビデオ『1ばんゆうき』（13分）を視聴し、いじめとそれに立ち向かう勇気について考える（道徳授業としての取り組み）

【中学年】DVD『ひびけ、心のリコーダー』を視聴し、友情・信頼・助け合いについて考える（道徳授業としての取り組み：指導案あり）。

ビデオ『しらんぷり』（21分アニメ）を視聴し、いじめを黙認することもいじめと同じ行為であることを考える（道徳授業としての取り組み）

【高学年】ビデオ『わたしだけが』（15分）を視聴し、差別を傍観する者も差別を支えていることを考える（道徳授業としての取り組み）

DVD『ゆるせない！ネットいじめ』（18分）を視聴し、ネットによるいじめについて考える（道徳授業としての取り組み）

- ・道徳副読本を活用した取組も行う。（生命尊重・友情信頼・思いやり）
- ・授業実施後の記録を提出する。

(8) 「やさしさ・がんばりの木」等の活用

- ・友だちの心温まる行いや日々のがんばりに対して認め合う活動を通して、互いに相手を思いやる心や友だちのよさを意識する心を育てる。
- ・がんばりの木（掲示物）を作成したり、帰りの会などで発表し合ったりする。（学級ごとに工夫して取り組む）

(9) 「いじめ」の内容についての理解

- ・「いじめNo!」のポスターに掲げている内容をしっかりと伝える。
- ・いじめとはどんなことを指すのか、よく確認し、自分の行動を振り返らせる。

II いじめの早期発見のための取り組み

（県の施策「①SOSの出し方教育と教育相談体制の充実」）

(1) 生活アンケートの実施（毎月末）

①目的

- ・児童の生活の様子を把握する。
- ・問題行動・問題事項（いじめ等）の早期発見・早期指導の一機会とする。

②実施期間

- ・月末

③対象児童

- ・学校の全児童

④方法

- ・学校もしくは家庭でアンケートを実施。※記名式

➡アンケートで気になる内容があった場合、担任が個別に児童に聞き取り調査を行う。

⑤アンケートの内容

- 1) 学校や家庭は楽しいか。 はいとても はい ふつう いいえ
- 2) 困っていることはあるか。 はい いいえ
- 3) まわりで困っている人はいるか。 はい いいえ
- 4) 何か相談したいことやお願い事

(2) 「先生と話そう週間」の実施（年3回）

①目的

- ・児童の話を傾聴することにより、お互いの関わり合い、日頃から何でも話せる関係作りをする。
- ・一人一人の児童理解を一層深め、学級内における人間関係の把握をする。
- ・問題行動・問題事項（いじめ等）の早期発見・早期指導の一機会とする。

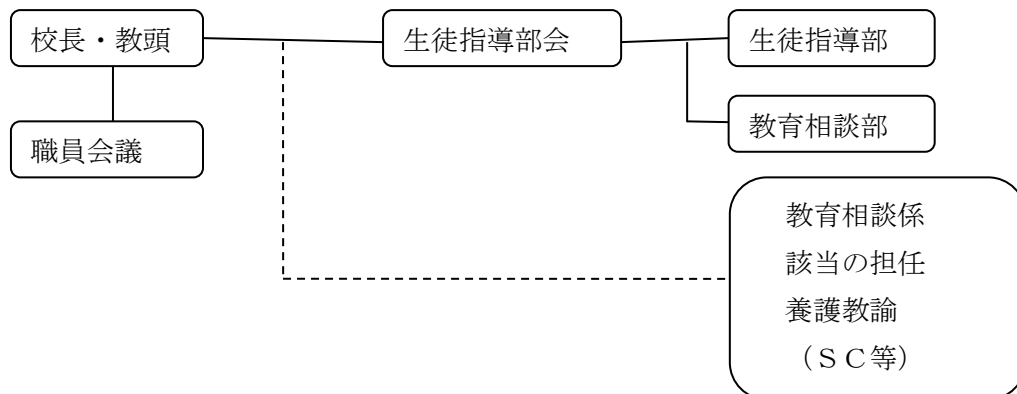
②実施期間

- ・6月，11月，2月に実施する。
- ・事前アンケート実施：6月，11月，2月の第1週目
- ・そうだんBOXについて設置場所（本校舎1階 保健室前）
4月・9月・1月に相談プリントを全校児童に配布する。
※困ったことやお願いしたいこと等，必要に応じて記入し相談BOXへ入れる。担任が記入の仕方を説明する。相談箱の前にも用紙はおいてあります。

③対象児童

学級児童全員に実施する。ただし、いちよう学級に限り必要に応じて実施する。

④組織編成



⑤実施方法

①事前アンケートの実施

(内容)

- 1) 今日の朝、朝食を食べましたか
- 2) 家の人や先生、友だちにきちんとあいさつしていますか
- 3) 友だちとはなかよくできていますか
- 4) 昨日の昼休みどこで遊びましたか (どんな遊びを何人で)
- 5) 学校は楽しいですか
- 6) 学校のことを家で話しますか
- 7) 昨日の夜何時に寝ましたか
- 8) 担任の先生の他に相談してみたい先生はいますか?
- 9) 今困っていることや相談してみたいこと、先生にお願いしたことを書いてください。

②アンケート結果を記録用紙に取りまとめる。(担任)

③ほかに相談したい先生がいる場合、担任以外の先生に話を聴いてほしい児童がいる場合は、養護教諭へ報告

④相談の実施

- 人の出入りがある場所では実施しない。(相談に集中するため)
- 学級の時間を利用し期間内に実施する。
- 一人3～5分程度 ※全員おおむね同じ時間にする。
※1コマにて8～13人程度実施可能、各クラス2～3コマ確保が必要

⑤相談の内容

話の内容が他の児童に聞こえないように工夫し、どの児童にも次の3点については必ず確認を行う。

- 児童本人の思い・悩み
 - ・何か困っていることはありますか?
- 児童の人間関係
 - ・友達のこと何か困っていることはありますか?
 - ・誰とよく遊んだり、過ごしたりすることが多いですか?
- 友人の思い・悩み
 - ・お友達で悩んでいたり困っていたりしている人を知っていますか?
- 今がんばっていることや好きなことや楽しいと思うことや時間等について聴き、他の児童と同じ時間を共有する。

⑥相談記録を「児童カルテ」に記入

- すべての児童が終了したら、「記録用紙」を養護教諭へ提出
- 養護教諭がチェックし、管理職に提出する。

⑥留意事項

- 児童との関係作りをする。
- 児童が安心して相談できる雰囲気作りをする。
- 児童の心情を聞くことを中心に考え、指導に当たらない。
- どんな相談に対しても真剣に取り組む姿勢を示す。
- 秘密は厳守されていることを伝える。他の教師に伝えた方がよい内容であれば、そのことの許可を得る。
- 大きな問題が出てきた場合は、後日時間を設けることを約束する。
- 特別に必要と思われること以外は記録しない。必要な場合は了解を得てから記録する。
- 教育相談週間があることを事前に児童に話し、児童に心づもりをさせておく。掲示物や放送でも知らせる。
- 終了後学年で情報交換し、必要な場合はチームで相談支援体制をとる。
- 児童が希望したときには、いつでも面談ができる体制を整える。

7. いじめを発見したときの早期対応策

いじめ問題解消のためには、いじめを早期に発見することも重要となります。全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付くことが、早期発見につながります。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多くあります。ささいな兆候であっても、早い段階からの確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要です。

いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、組織的に対応していきます。

(1) 事実の確認

- いじめの情報に敏感に対応します。
 - ・日頃から、児童の行動を注意深く見守ります。
 - ・生活ノートから気になることを発見します。
 - ・児童や保護者からの情報を大切にします。
 - ・他の教職員からの情報を共有しあいます。
- 事実の確認を正確に行います。
 - ・いじめの情報を確認したら、生徒指導部会を中心に、複数の職員で組織的に対応します。
 - ・当該児童、関わりのある児童、全ての教職員から情報提供を得て、事実関係を把握します。
 - ・具体的な情報を、詳しく整理して記録します（時系列、児童別等）。

- ・確認したことをもとに、事実を確定します。

○指導方針を決定します。

- ・いじめの状況，児童の状況と関係，家庭の状況等を考慮し，いじめ対策委員会で指導方針を迅速に検討します。
- ・教職員が情報を共有し，今後の指導の進め方について共通の認識をもって指導にあたります。

(2) いじめを受けた児童，保護者への支援

○事実関係を確実に伝えます。

- ・事実確認で把握した状況を，ていねいに説明します。
- ・学校の指導方針（過程）を説明し協力を依頼します。
- ・状況に応じて，カウンセラーなど，専門性を活用して指導にあたります。

○いかなる理由があっても，いじめられた子どもを守り通す姿勢で問題の解決にあたります。

- ・「いじめを絶対に許さない」「解決まで最善を尽くす」という姿勢をはっきり示し，できる限り不安を除去します。
- ・複数の教職員の協力の下，当該児童の見守りを行うなど，いじめられた児童の安全を確保します。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員，家族，地域の人等）と連携し，いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくります。
- ・必要に応じていじめた児童を別室において指導することも考慮します。
- ・いつでも相談できる体制を作ります。

(3) いじめを行った児童への指導

○行った行為については，毅然とした指導をします。

- ・行った行為を振り返らせ，いじめの問題点を理解させます。
- ・いじめは人格を傷つけ，生命，身体を脅かす行為であることを理解させ，自らの行為の責任を自覚させます。
- ・児童間，保護者間で謝罪の場をもち，相互に気持ちを伝え，理解し，今後の良い人間関係の構築につながる支援をします。
- ・自分を省みなかったり，繰り返し行ったりする場合などは，出席停止や警察との連携による措置も含め，毅然とした対応をします。

○いじめを行った背景については，じっくりと話を聞き，今後の行動について考えさせます。

- ・状況に応じて，カウンセラーなど，専門性を活用して指導にあたります。
- ・被害児童の辛さに気づかせ，自分が加害者であることの自覚を持たせます。

- ・被害者の気持ちを最大限に考慮しながら、指導・支援を進めます。
- ・いじめに至った心情や、グループ内での立場などを振り返らせながら、今後の行動の仕方について考えさせます。

(4) いじめを行った保護者への助言

○問題解決に向けて、協力をお願いします。

- ・事実関係の確認後、迅速に保護者に連絡します。
- ・関係者と同席で、事実関係の確認を行います。
- ・事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を行います。

○よい面を伸ばし、自己肯定感がもてるように支援していきます。

- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。
- ・自分の課題とすべき点について反省するとともに、よい点にも目を向けさせ、それを認め、伸ばすための支援を行います。

○自分の問題に向き合えない場合には、毅然とした態度で接します。

- ・必要に応じて、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応することを伝えます。

(5) 継続的な見守り、指導、助言活動

○表面的な変化から解決したと決めつけず、支援を継続します。

- ・保護者と継続的に連絡を取り合い、変容に対する情報を伝え、継続的に支援します。(被害者、加害者とも)
- ・被害児童には、教員が毎日声をかけて、小さな変化を見逃さない配慮を継続します。

(6) いじめが犯罪行為に当たる場合の対応

○躊躇せず、関係機関に相談し、連携のもと指導にあたります

- ・児童の生命・身体が現に脅かされているような重大事案及びこれに発展するおそれが高いと判断した場合は、直ちに警察に通報します。
- ・保護者との連携を図りながら、指導を行っているにもかかわらず、いじめが止まらない場合は、その状況に応じて関係機関に連絡します。

8. 重大事態への対処

重大事態とは、「生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い」があることです。

<1号重大事態>

- 児童が自殺を企図した場合
- 心身等に重大な被害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- いじめにより転学等を余儀なくされた場合

<2号重大事態>

- いじめにより相当の期間欠席を余儀なくされた場合を想定しています。
(30日が目安)

(1) 事実関係を明確にするための調査

- 調査は「いじめに関わる情報があつたときの緊急会議」のメンバーで行います。
- 重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告します。
- 重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であつたか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があつたか、学校教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にします。
(客観的な事実関係を速やかに調査します。)
- いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とします。

(2) 調査に関わるいじめを受けた児童

- 保護者への必要な情報の提供
- 調査の結果については、丁寧に説明します。
- 事実関係の隠蔽や虚偽の説明は行いません。

9. 年間計画 ※感染状況により中止や変更があります。

	学校行事	いじめ問題に関する年間計画
4月	・始業式・入学式 ・学校経営説明会 ・授業参観 保護者会	・学校間、学年間の情報交換 ・いじめに関わる共通理解(職員研修) ・保護者会にて「いじめ対策」についての説明 ・3年生地区探検を通じた人間関係づくり ・定期的なアンケートの実施
5月	・地区訪問	・定期的なアンケートの実施
6月	・運動会	・教育相談月間 ・情報モラル教室 ・話し合い活動(各学級) ・定期的なアンケートの実施

7月		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策会議の実施（進行状況の確認） ・3年生校外学習を通した人間関係づくり ・定期的なアンケートの実施
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会
9月		<ul style="list-style-type: none"> ・定期的なアンケートの実施 ・5年生校外学習を通した人間関係づくり
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観 ・ひびけ歌声集会（低学年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・2年生町探検を通した人間関係づくり ・学校評価アンケート ・定期的なアンケートの実施
11月		<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談月間 ・特別活動での情報教育 ・6年生修学旅行を通した人間関係づくり ・4年生校外学習を通した人間関係づくり ・定期的なアンケートの実施
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・ひびけ歌声集会（高学年） ・個人面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権週間の取組 ・いじめ対策会議の実施（進行状況の確認） ・定期的なアンケートの実施
1月		<ul style="list-style-type: none"> ・1年生昔遊びを楽しむ会を通した人間関係づくり ・ながなわ集会にむけての人間関係づくり ・定期的なアンケートの実施
2月		<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談月間 ・定期的なアンケートの実施
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者会 ・卒業式 ・修了式 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策会議の実施（評価） ・進級する学年の引き継ぎ情報の整理，作成 ・定期的なアンケートの実施

10. その他

- ・年度末にいじめ問題取り組みについての評価を行います。
- ・この基本方針は，年度の反省を生かし，見直し改善していくこととします。

11. 今年度の改正点

- ・いじめの早期発見の取り組み
- ・道徳教材の内容について
- ・体験学習の各学年の内容や実施月